

自動車使用管理関係提出窓口

実績報告書及び計画書の提出先は、愛知県内の主たる事業所のある市町村により異なります。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を従前の事務所へ提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関が提出先となります。

機関名	所管市町村
環境局 水大気環境課	名古屋市
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市※、蒲郡市
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市※、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市※、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市※、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市※、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	豊田市※、みよし市

※豊川市のうち旧一宮町、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町については、合併後も対策地域には該当しない。